

## 第 2 期障害者計画・第 4 期障害福祉計画の概要

### 1. 計画の目的

---

国は障害者権利条約の批准に必要な国内法の整備や障がい者福祉制度の改革を推進し、平成 23 年 8 月に障がいのある人の定義の見直しや障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重する共生社会の実現等を内容とした「障害者基本法」を改正し、平成 24 年 10 月には障がいのある人への虐待の禁止や予防を内容とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援に関する法律（障害者虐待防止法）」を施行しました。平成 25 年 4 月には障害者自立支援法を改正し、障害者基本法の趣旨を踏まえ「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。

また、障がいのある人への差別がなくなるよう、障がいや障がいのある人について、国民の理解が深められるような取り組みをしなければならないとされる「障害者差別解消法」が平成 28 年 4 月から施行されます。

桜川市では平成 20 年 3 月に策定した計画期間を 7 年間とする「桜川市障害者計画」と平成 24 年 3 月に策定した計画期間を 3 年間とする「第 3 期桜川市障害福祉計画」がともに平成 26 年度に計画期間の終了を迎えるため、平成 27 年 3 月に「第 2 期桜川市障害者計画」及び「第 4 期桜川市障害福祉計画」を策定するものです。

### 2. 計画の期間

---

第 2 期障害者計画は、平成 27 年度～平成 32 年度までの 6 年間とします。

また、第 4 期障害福祉計画については、平成 27 年度～平成 29 年度の 3 年間とします。

### 3. 計画の位置付け

---

(1) 障害者基本法第 11 条に基づく「障害者計画」は、障害者施策の基本的な指針を示した計画です。

(2) 障害者総合支援法第 88 条に基づく「障害福祉計画」は、障害者計画の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた実施計画です。

### 4. 基本理念

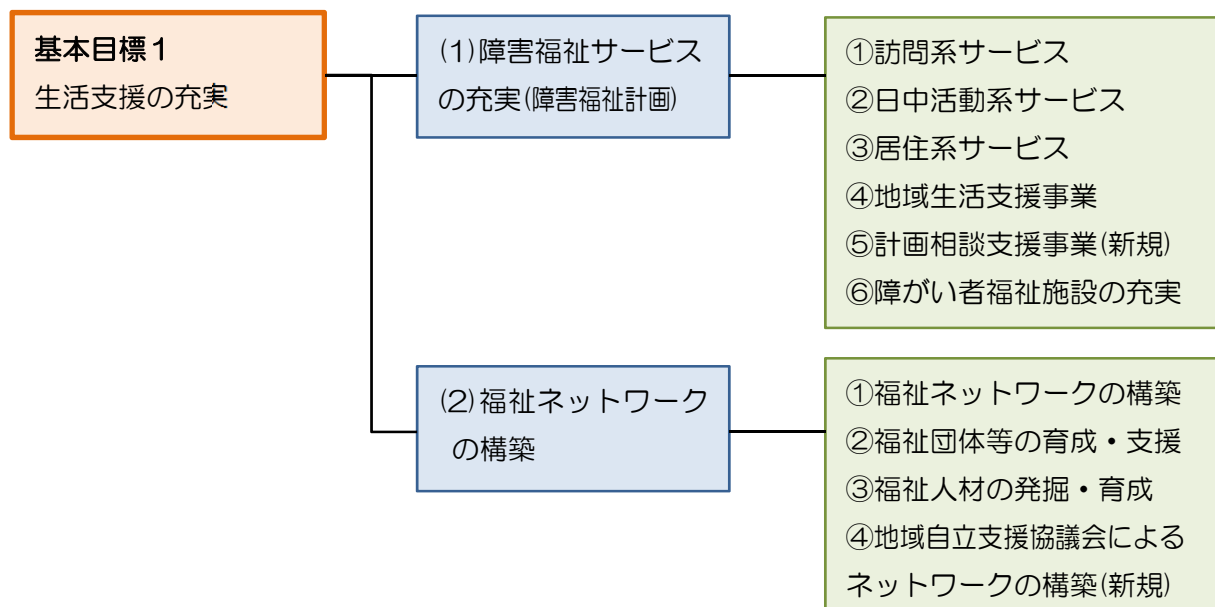
---

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら社会生活をともにするノーマライゼーションと完全参加の社会の実現を目指すことを目標とし、下記を基本理念とします。

**“ともに生きる地域社会の実現を目指して”**

## 5. 障害者計画

### (1) 基本目標・施策の体系



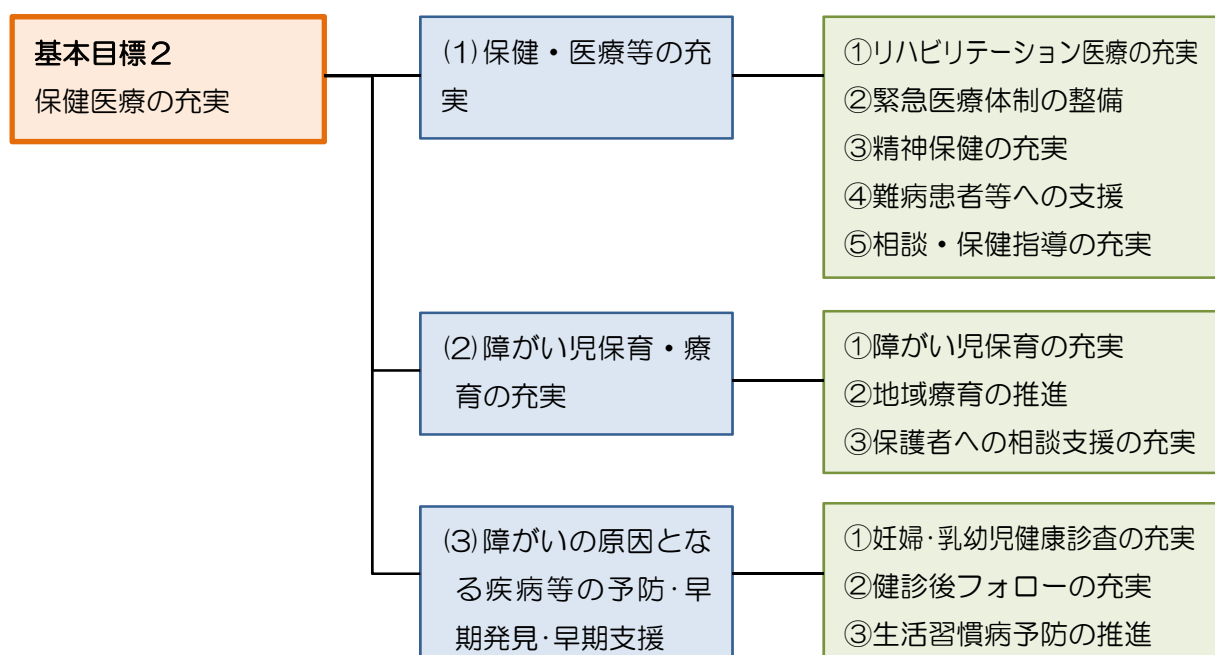
#### 《新規項目》

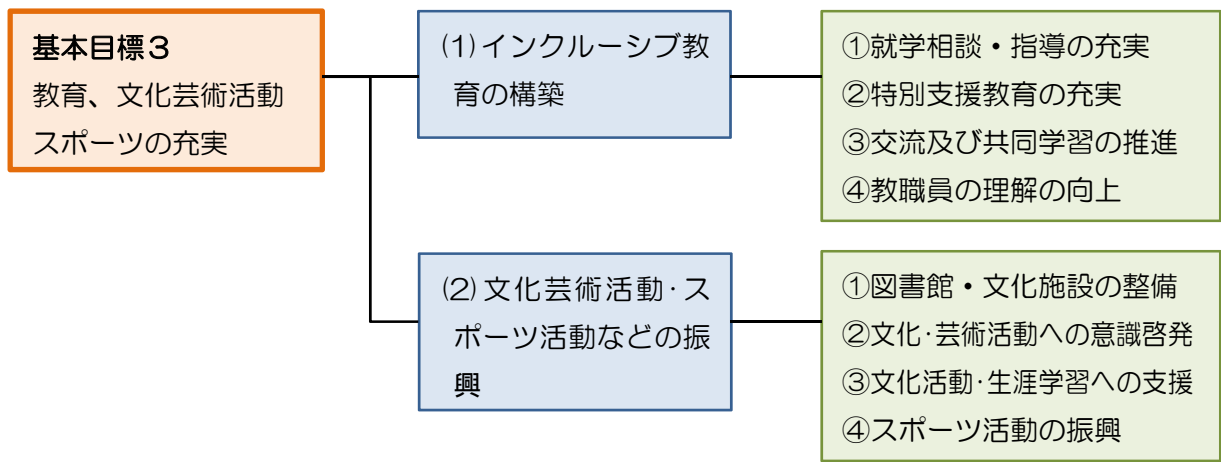
##### ・計画相談支援事業

平成 24 年度から計画相談支援事業が開始され、サービス利用者全員の計画相談を順次進めています。障がいのある人のニーズに合った適正な計画により、適正なサービスの質や量の提供に努めてまいります。

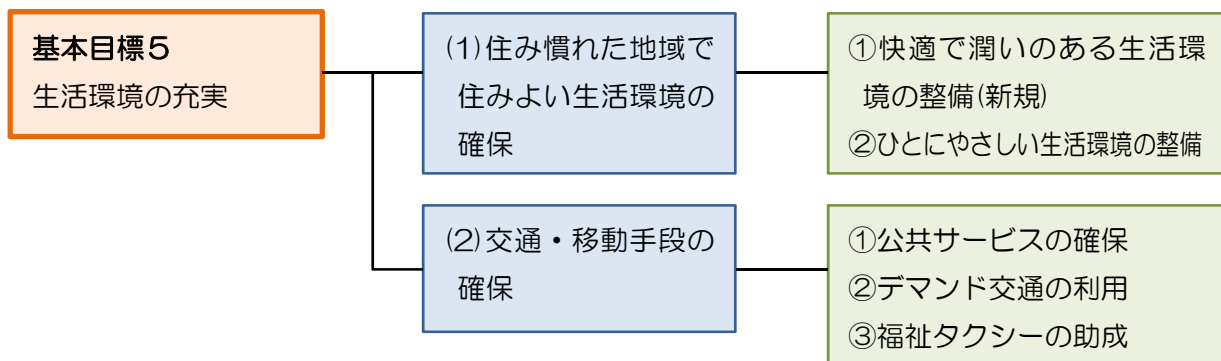
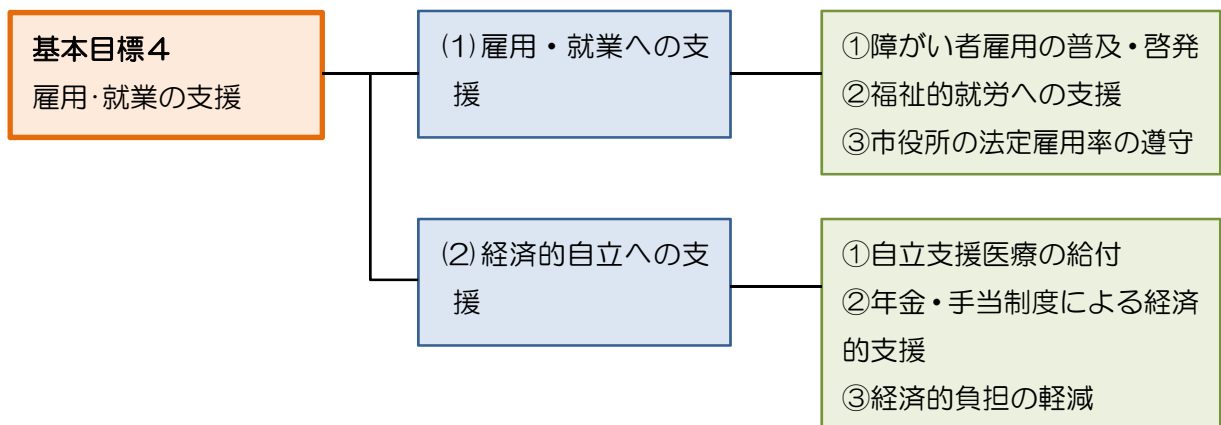
##### ・地域自立支援協議会によるネットワークの構築

障がい者団体、医療関係者、保健所、ハローワーク、障がい者支援施設関係者等の意見交換の場として地域自立支援協議会を開き、ネットワークを構築し地域の課題解決に努めています。地域自立支援協議会を通して、障がいのある人の地域でのより良い生活環境をつくるために情報の共有を図っていきます。





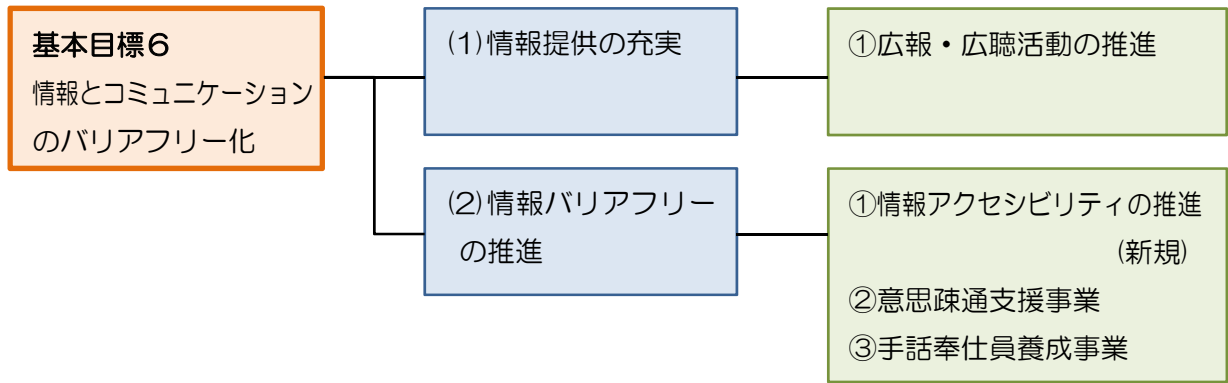
※ インクルーシブ教育とは、障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズに合った適切な教育的支援を、通常の学級において行う教育のことをいいます。



### 《新規項目》

#### ・快適で潤いのある生活環境の整備

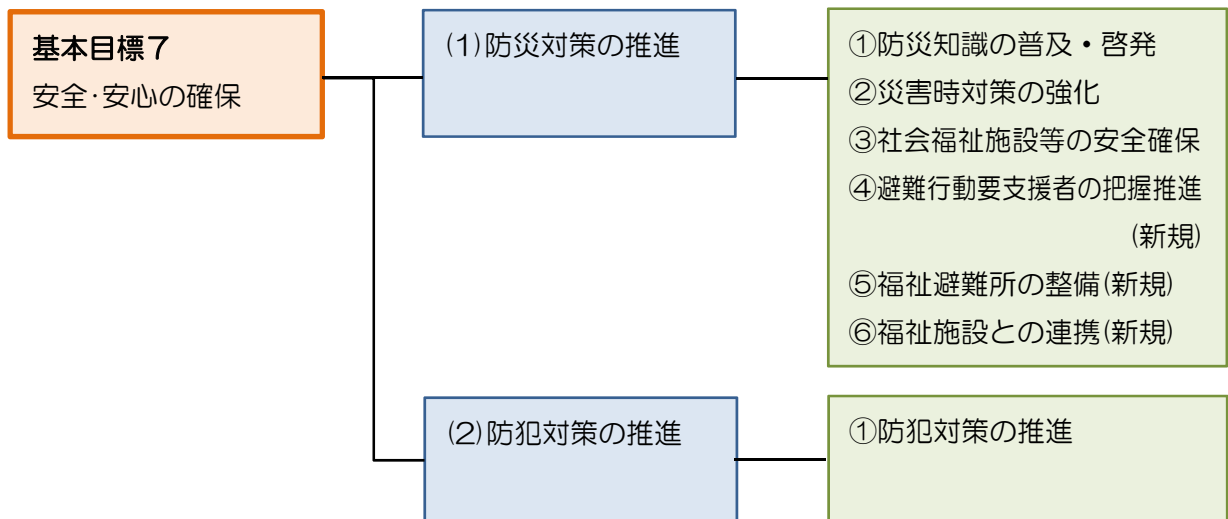
花いっぱい運動や清掃活動による環境美化活動等、障がいの有無に関係なく交流できる場の確保や協働による公共空間の整備等により、障がいに対する理解を促進し、人的交流が充実した住みよい環境づくりを進めます。



《新規項目》

・情報アクセシビリティの推進

聴覚や視覚に障がいのある方に対し、ファクシミリや補聴器及び拡大読書器や活字読上げ機の購入助成により、情報の取得や意思伝達手段を提供し、社会参加しやすい環境づくりに努めています。今後も制度の周知や充実に努めます。



《新規項目》

・避難行動要支援者の把握推進

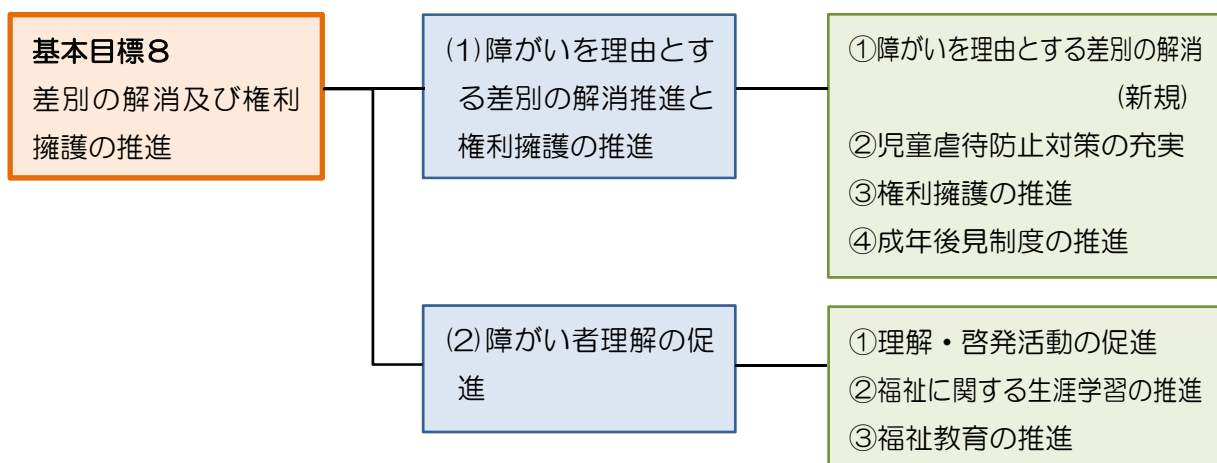
障がいのある人や高齢者といった災害時に自力で避難することが困難で特別の配慮を必要とする避難行動要支援者が、災害時・緊急時に安全を確保できるよう備えていきます。そのために、民生委員・児童委員や自主防災組織、消防機関と密に連携し、要支援者本人の同意を得ながら避難行動要支援者名簿の整備を進め、対応に必要な状況把握に努めます。

・福祉避難所の整備

災害時の避難所に関しては、一般の避難所では生活に支障をきたす要支援者に対応できる福祉避難所が求められています。避難生活において、要支援者が必要な生活支援を受けられることができる二次的避難施設としての福祉避難所の整備を進めます。

## ・福祉施設との連携

災害の規模によっては、多数の要支援者が発生し、福祉避難所での受け入れが困難となる状況が考えられます。このような事態に備えるため、専門のスタッフが配置され、バリアフリー化された施設となっている障がい者支援施設などの福祉施設と連携し、受け入れ体制を強化することが必要です。災害時においてもサービスが継続できるよう、要支援者の受け入れに対応できるよう福祉施設との連携による安全確保に向けた体制を構築します。



## 《新規項目》

### ・障がいを理由とする差別の解消

障がいの有無により分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて制定された「障害者差別解消法」(平成 25 年制定、平成 28 年施行)に基づき、障がいを理由とした差別の解消について広報等による周知に努めます。

## 6. 障害福祉計画

### (1) 障害福祉サービス見込み量

サービス		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
訪問系 (月間)	区分/単位	実人	時間	実人	時間	実人	時間
	居宅介護・重度訪問介護						
	同行援護・行動援護	18	282	20	302	22	322
	重度障害者包括支援						
日中活動系 (月間)	区間/単位	実人	人日	実人	人日	実人	人日
	短期入所	26	364	27	378	28	392
	生活介護	117	2,439	120	2,449	123	2,559
	自立訓練(機能訓練)	1	21	1	21	1	21
	自立訓練(生活訓練)	2	42	2	42	2	42
	就労移行支援	14	252	17	306	20	360

	就労継続支援(A型)	2	43	3	65	3	65
	就労継続支援(B型)	58	1,158	63	1,258	68	1,358
	療養介護	6	186	6	186	6	186
居住系(月間)	区分/単位	実人		実人		実人	
	共同生活援助(グループホーム)	36		38		40	
	施設入所支援	74		73		72	
相談支援(月間)	区分/単位	実人		実人		実人	
	計画相談支援	268		280		292	
	地域移行支援	1		1		1	
	地域定着支援	1		1		1	
障がい児(月間)	区分/単位	実人	人日	実人	人日	実人	人日
	児童発達支援	6	60	6	60	6	60
	放課後等デイサービス	8	72	9	81	10	90
	障害児相談支援	21		23		25	

## (2) 平成 29 年度における目標

項 目	平成 29 年度目標
○施設入所者の地域生活への移行	
H25 年度末時点における施設入所者数(72 人)の 12%を、H29 年度末までに地域生活に移行することを目標とします。	9 人
H25 年度末時点における施設入所者数(72 人)の 4%を、H29 年度末までに削減することを目標とします。	3 人
○福祉施設から一般就労への移行	
H29 年度中に福祉施設から一般就労への地域移行者数を、H24 年度実績(0 人)の 2 倍以上にすることを目標とします。	2 人
H25 年度実績の就労移行支援事業利用者(12 人)を、H29 年度末までに 6 割以上増加させることを目標とします。	20 人
就労移行支援事業所のうち就労移行率 3 割以上の事業所(0 事業所)を、H29 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目標とします。	1 事業所

## 7. 計画の推進

---

### (1) 理解・啓発の促進

- ① 広報啓発活動による理解の促進
- ② 精神障がいに関する正しい知識の普及啓発
- ③ 合理的配慮の浸透
- ④ 団体等のネットワーク化

※ 合理的配慮とは、障がいのある人が日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮。筆談や読上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

### (2) 連携・協力の体制づくり

- ① 庁内推進体制の整備
- ② 国・県・近隣市町との連携・協力
- ③ 民間団体との連携・協力

### (3) 進捗状況の管理と評価 (PDCA)

